

**PPA 方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務
公募型プロポーザル選定委員会議事要旨**

1	日 時	令和 7 年 8 月 14 日～8 月 20 日
2	出席委員	上下水道部 上下水道部長 川西 隆弘 上下水道部 流域下水道課長 武田 吉充 上下水道部 上下水道総務課長 井下 岳司 環境県民局 環境政策課長 河村 敏成 公益財団法人 広島県下水道公社 業務部長 柴崎 誠
3	議 題	・ 会議の公開方法 ・ 公募型プロポーザル参加資格要件の審査 ・ 評価基準及び審査要領の審査
4	担当部署	上下水道部流域下水道課
5	開催方法	書面開催
6	議事内容	1 審査により定められた会議の公開方法 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則第二条第 1 項に該当することから、会議を非公開（傍聴なし）とし、後日、不開示情報を除いた議事録（または議事要旨）を公開する。 2 審査により定められた公募型プロポーザル参加資格 (1)～(4)については、単独の法人若しくは共同事業者の全ての構成員に必要な条件、(5)～(6)については、単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者に必要な条件とする。 (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。 (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。 (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。 (4) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 (5) 平成 27 年 4 月 1 日から公告日までの期間において、類似の業務実績（民間も含めたパワーコンディショナーの容量が 1 施設あたり 1,000 kW 以上の PPA 方式による太陽光発電事業であり、電気が供用開始に至ったもの）を有すること。 (6) 電気主任技術者（第 3 種以上）の資格を有する者を含めること。 3 審査により定められた評価基準及び審査要領 別紙 1 及び別紙 2 のとおり

PPA方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務
公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目		評価の視点	加重倍率	配点
1 技術提案 (45点)	1-1 実施方針	実施方針、システム構成図等に具体性及び妥当性があるか。	1	5
	1-2 自家消費電力量及び設備仕様	適切な容量や設備の経年劣化を考慮するなど現実的な発電シミュレーションが来ているか。 設備容量の検討結果は妥当かつ発電電力が最大限自家消費されるように考慮されているか。 設置場所、設置方法及び設備仕様が妥当かつ具体的であるか。	2	10
	1-3 温室効果ガス削減効果	温室効果ガス削減量により評価点を算定 $15点 \times \left(\frac{\text{当該事業者の提案する温室効果ガス削減量}}{\text{全事業者提案の内最大の温室効果ガス削減量}} \right)$ ※ 評価点は小数点以下切捨て		15
	1-4 各種対策	浸水、塩害、暴風及び粉塵等への対策が考慮されているか。	1	5
	1-5 非常時・停電時利用の内容	停電時など自家発電設備への影響を考慮したシステム構成、非常用コンセント盤等の設置場所等具体的かつ実用性の高い提案がされているか。	1	5
	1-6 エネルギーマネジメントに関する提案 (任意)	他浄化センターやポンプ場へ融通する仕組みの構築など、将来的に更なる余剰電力が生じた場合の有効活用策などが提案されているか。 ※ 提案がある場合5点を加点。無い場合は0点。	1	5
2 実施体制 (55点)	2-1 工事（設計・施工） における実施体制及び計画	工事の実施体制及び計画は妥当であるか。	1	5
	2-2 維持管理・メンテナンスの 実施体制及び計画	維持管理・メンテナンスの実施体制及び計画は妥当であるか。	1	5
	2-3 故障・緊急時の対応体制	故障、緊急時の体制及び対応内容が明確に示され、安定した業務実施が見込まれるか。	2	10
	2-4 履行期間中のリスク対応	履行期間中に想定されるリスクについて、十分対応できる提案がされているか。 保険の内容、損害保険は妥当であるか。 倒産等で業務継続不可能となった場合の対応、設備撤去に関する方策が示されているか。	2	10
	2-5 環境配慮、安全対策	工事の施工中や維持管理に際して、民家等周辺環境への配慮（騒音・安全対策等）についての提案が妥当であるか。	1	5
	2-6 資金計画・財務状況	本業務における資金計画の内容が検討されているか。 財務状況について、経営状況及び資金調達等に問題がないか（自己資本比率）。 ・自己資本比率が30%以上 5点 ・自己資本比率が20%以上30%未満 3点 ・自己資本比率が20%未満 0点	1	5
	2-7 類似業務	過去に類似する実績があり、問題なく実施が見込まれるか。 ・パワーコンディショナー容量2,000kw以上の実績が2件以上 10点 ・パワーコンディショナー容量2,000kw以上の実績が1件 6点 ・パワーコンディショナー容量1,000kw以上の実績が2件以上 2点		10
3 経済性 (60点)	東部浄化センター	提案単価により評価点を算定 $20点 \times \left(\frac{\text{【上限単価（東部）} - \text{当該事業者の提案単価（東部）】}}{\text{【上限単価（東部）} - \text{全事業者提案の内最低の提案単価（東部）】}} \right)$ ※1 評価点は小数点以下切捨て ※2 事業者提案単価 ≥ 上限単価の場合、0として算定		20
	芦田川浄化センター	提案単価により評価点を算定 $20点 \times \left(\frac{\text{【上限単価（芦田川）} - \text{当該事業者の提案単価（芦田川）】}}{\text{【上限単価（芦田川）} - \text{全事業者提案の内最低の提案単価（芦田川）】}} \right)$ ※1 評価点は小数点以下切捨て ※2 事業者提案単価 ≥ 上限単価の場合、0として算定		20
	沼田川浄化センター	提案単価により評価点を算定 $20点 \times \left(\frac{\text{【上限単価（沼田川）} - \text{当該事業者の提案単価（沼田川）】}}{\text{【上限単価（沼田川）} - \text{全事業者提案の内最低の提案単価（沼田川）】}} \right)$ ※1 評価点は小数点以下切捨て ※2 事業者提案単価 ≥ 上限単価の場合、0として算定		20
合計（公募型プロポーザル選定委員一人あたり）				160
合計（公募型プロポーザル選定委員5人の合計評価点）				800

2 評価方法（算定式により評価する項目を除く）

（1）各評価項目について、以下の6段階の評価を行う。

- 5点：優れている
- 4点：やや優れている
- 3点：一定水準を満たしている
- 2点：やや劣っている
- 1点：劣っている
- 0点：提案なし又は不適

（2）評価点は、各評価項目に指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3 第1順位（最優秀提案者）の決定方法

- （1）全委員（5人）の合計評価点が480点（満点（800点＝160点×5人）の6割）に満たない提案事業者は失格とする。
- （2）（1）により失格した提案事業者を除いて、出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第1位順位とする。
- （3）評価点が同点の場合、出席委員の多数決により第1位順位を決定する。それでも決しない場合は、委員長が第1位順位を決定する。

**PPA 方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務
公募型プロポーザル選定委員会に係る審査要領**

1 目的

PPA 方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱第 2 条（3）に基づき、提案事業者のプロポーザルの内容を次の方法により審査し、最優秀提案者を決定する。

2 審査要領

提案書の内容を基に、各委員があらかじめ定めた評価基準に従い、項目ごとに評価を付し、選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

- (1) 評価項目は、「PPA 方式による流域下水道施設への太陽光発電設備等導入業務公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準」のとおりとする。
- (2) 評価点は、評価項目のうち、定性的な項目については、次表のとおり絶対評価による 5 点満点とし、評価項目ごとに係数（加重倍率）を乗じて点数を定める。定量的な評価項目については、評価基準に記載の算定式のとおりとする。

評価	評価点
優れている	5
やや優れている	4
一定水準を満たしている	3
やや劣っている	2
劣っている	1
不適	0

- (3) 同点により、合計が一番高い者が複数ある場合は、全委員の多数決により第一順位を決定する。
- (4) 全委員の合計点が満点の 6 割に満たない提案事業者は失格とする。

3 その他

(1) 審査時間

各事業者 40 分（内訳：プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分、審査 10 分）

なお、提案事業者数に応じて変更する場合がある。

- (2) この要領に定める以外の事項で疑義が生じた場合は、審査委員が協議して決定することとする。